

## 議会運営委員会

平成30年2月19日（月）

午前9時59分開会

○村田委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開きます。

本日の議会運営委員会につきましては、平成30年第1回尾鷲市議会定例会について、その中で提出議案等について御協議を願いたいと思います。

まず、提出議案について執行部より説明を求めますが、その前に市長から御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長　おはようございます。本日は、平成30年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本定例会に上程いたします議案等について御説明申し上げます。

提出議案等につきましては、議案27件、諮問が1件であります。

議案27件の内訳といたしましては、議案第2号、尾鷲市情報公開条例の一部改正についてを初め条例の一部改正が12件、議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決についてを初め予算関連議案が11件であります。

その他といたしましては、議案第25号、尾鷲市高齢者保健福祉計画についてから議案第28号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてまでの4件であります。

また、諮問といたしましては、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件となります。

これら提出議案等の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長　総務課長の説明の前に、ちょっと皆さんにお断り申し上げておきたいと思いますが、今回の議会運営委員会に提出されましたこの議案等につきまして、ちょっと事務局の手違いによりまして、全議員さんにもタブレットのほうで通知をされたということで、議案審議前になるのはどうかということで、議長とともども、事務局に注意をしたところでございますので、これにつきましては皆さん方にひとつ御容赦をいただきますようお願い申し上げます。

（「まことに済みませんでした。以後気をつけますので、お願いします」と呼ぶ者あり）

○下村総務課長　それでは、平成30年第1回尾鷲市議会定例会の提出議案について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。このページは、提出議案の目次となっています。

本定例会の提出案件は、議案第2号から次のページの諮問第1号までの28件としています。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正が12件、予算関連が11件、その他が4件で、諮問が1件となっています。

それでは、各議案等について御説明いたします。

1ページの議案第2号、尾鷲市情報公開条例の一部改正についてにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報定義が明確にされたことに伴う条例の一部改正であります。

右のページの条例案の2行目にありますように、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと、個人情報の定義を明確化するものであります。

次のページ、議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてにつきましては、議案第2号同様、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたこと及び要配慮個人情報の定義が新設されたことに伴う条例の一部改正であります。

次のページの条例案の(ア)に個人情報の定義を、(10)に要配慮個人情報の定義を加えるものであります。

次に、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、平成27年4月から実施しております給与制度の総合的見直しにおいて、55歳を超える職員の給与等の1.5%減給支給措置及び給料表水準の引き下げの際の経過措置が本年3月31日をもって廃止されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、7ページの議案第5号、尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正についてにつきましては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成30年1月1日に施行されたことに伴い退職手当の支給水準を引き下げるもので、条例に規定する調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるものであります。

続きまして、議案第6号、尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正についてにつきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等

の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、財源に充当できる費用に国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を加えるものであります。右のページの条例案にあります(3)の部分でございます。

次に、議案第7号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、地区コミュニティーセンターの開館時間等について、実情に合わせた表現に改めるものであります。次のページの条例案にありますように、午前9時を午前8時30分に改め、附則において、期間を定めて、日、月の休館日を土、日に改めるものであります。

13ページの議案第8号、尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてにつきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、高齢者の医療の確保に関する法律の規定が新設されることに伴う同条例の一部改正であります。

次に、議案第9号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてにつきましては、子ども医療費助成の対象拡大に伴う条例の一部改正であります。医療費助成の対象を、現在の12歳までを15歳までの通院費まで拡大するものであります。

17ページ、議案第10号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、今後は都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますが、保険給付、保険税の徴収、その他の重要事項については、引き続き市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置されることとなるため、同協議会の規定に係る字句を改正するものであります。

右の条例案にありますように、いわゆる国保運協と言っておりました国民健康保険運営協議会を尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものであります。

次のページ、議案第11号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきましては、医師の退職に伴い麻酔科を廃科するとともに、東海北陸厚生局に提出している診療科の届け出の実態との整合性を図るため、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、消化器外科を削除するものであります。

次に、議案第12号、尾鷲市消防団条例の一部改正についてにつきましては、消防団員確保を図るため、県内消防団同様に退職年齢に係る条項を撤廃するものであります。現在、満55歳となっている退職年齢の条項を削除するものであります。

現在、尾鷲市の条例、消防団の条例定数は260名であります。現員は203名ということとなっております。

次に、議案第13号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行されることに伴う条例の一部改正であります。これは、子に対する扶養手当の支給額が拡大されたことにより損害補償の算定基礎となる扶養親族加算額を改正するものであります。

続きまして、議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから議案第19号、平成30年度尾鷲市水道事業会計予算の議決についてまでの6議案につきましては、当初予算主要事項説明に取りまとめているので、その説明書をもって御説明いたします。

まず、1ページをごらん願います。

今回提出の予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で予算総額を前年度比3.6%減の91億4,824万円に、特別会計の国民健康保険事業会計では15.6%減の25億954万4,000円、後期高齢者医療事業会計で0.9%増の6億1,583万2,000円、公共下水道事業会計では50.8%減の106万4,000円としております。次に、企業会計では、病院事業会計が前年度比5.5%増の51億1,788万5,000円、水道事業会計は6.3%減の8億3,607万9,000円としております。

各会計を合わせた予算総額といたしましては、前年度比3.2%減の182億2,864万4,000円とするものであります。

まず、歳入から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

主なものは、1款市税21億2,289万3,000円、前年度と比較して4,699万3,000円の減額となっておりますが、これは土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された地域にある土地に対し、初めて減額補正を反映した評価替えによる影響を踏まえ、固定資産税を3,439万8,000円、また、加熱式たばこの普及に伴う市たばこ税1,851万3,000円の減収を見込んだことによるものであります。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ増減した額を計上しております。

9款地方交付税33億8,500万円、前年度と比較して1,200万円の増額と

なっていますが、基準財政収入額、基準財政需要額において減額が見込まれるものの、平成29年度の算定実績等を考慮し2,500万円を増額、特別交付税が年々減少傾向にあることから1,300万円の減額を見込みました。

13款国庫支出金8億5,886万9,000円、前年度と比較して9,817万5,000円の減額ですが、これは臨時福祉給付金事業補助金の皆減、医療扶助費等国庫負担金の減額が主なものであります。

14款県支出金6億683万9,000円、前年度と比較して1,412万4,000円の増額ですが、水産物供給基盤機能保全事業費補助金、三重県障害者グループホーム等緊急整備事業補助金の追加が主なものであります。

17款繰入金8億1,650万7,000円、前年度と比較して3,761万3,000円の増額ですが、これは財政調整基金繰入金で3,327万1,000円の減額となるものの、塵芥処理施設工事請負費の増加に対応するため、公共施設等基金繰入金5,000万円、公債費の増加に対応するための減債基金繰入金2,500万円の増額があったものであります。

20款市債5億6,620万円、前年度と比較して2億5,910万円の減額ですが、地方債対象事業費の減によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをごらん願います。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、前年度と比較して1.4%減の43億3,033万8,000円となっております。人件費では、定期昇給、人事院勧告による期末・勤勉手当等の増額などにより0.8%増、扶助費では臨時福祉給付金の皆減を初め扶助費の減額などにより5.4%の減、また、公債費は平成9年度に借り入れた臨時税収補てん債などの償還が完了したものの、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の償還額が増額となったことから2.4%の増額となっております。

次に、物件費16億8,525万4,000円、前年度と比較して4,152万5,000円の増額ですが、これは光熱水費や臨時雇賃金が減額となったものの、ふるさと納税に係る経費が増額となったものであります。

補助費等12億8,123万4,000円、前年度と比較して1億1,808万6,000円の減額ですが、これはふるさと納税関連業務の報償費を委託としたこと、病院事業会計負担金及び紀北消防組合負担金の減額が主なものであります。

繰出金11億1,485万7,000円、前年度と比較して44万8,000円の

増額で、これは国民健康保険事業特別会計繰出金が減額となったものの、紀北広域連合分担金の増額があったため前年度並みの予算となりました。

次に、投資的経費についてであります。普通建設事業費の総額は6億7,047万1,000円、前年度と比較して2億202万8,000円の減額ですが、これは、補助事業費で水産基盤ストックマネジメント事業、社会資本整備総合交付金事業が増額となるものの、単独事業費の保育所施設整備事業の完了などによる減額が主なものであります。

次の5ページから18ページには各款別の主要事項を記載させていただいており、新規事業につきましては新規と記載しておりますので御参照願います。

19ページをごらん願います。

債務負担行為について御説明いたします。

ペーパーレス会議システム利用料を初め8件の債務負担行為は、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

20ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成30年度予算の総額を25億954万4,000円とするもので、平成30年度から国民健康保険の財政運営が県に一元化されることに伴い、前年度と比較して4億6,371万1,000円の減額となります。

21ページの後期高齢者医療事業特別会計につきましては、平成30年度予算の総額を6億1,583万2,000円とするもので、広域連合負担金の増額により、前年度と比較して535万6,000円の増額となります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、平成30年度予算の総額を106万4,000円とするもので、前年度と比較して110万円の減額となりますが、これは1件の公共下水道整備事業債の償還が完了したものであります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

22ページをごらん願います。

病院事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入で43億7,718万1,000円、支出で43億8,979万8,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で6億659万5,000円、支出で7億2,808万7,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し

て不足する額1億2,149万2,000円は一時借入金で措置するものとしております。

次に、債務負担行為につきましては、学資貸与金、期間を平成31年度から34年度までの4年間とし、限度額を1,200万円とするものであります。

次に、23ページをごらん願います。

水道事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入は5億4,917万8,000円、支出は5億4,240万9,000円を計上しております。資本的収入及び支出につきましては、収入を2,760万8,000円、支出は2億8,690万1,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,929万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、議案第20号から議案第24号までの平成29年度補正予算について御説明いたします。

お手元の平成29年度一般会計補正予算（第5号）主要事項説明をごらん願います。

今回の補正予算計上額は、1ページの予算集計表に記載のとおり、一般会計で5,425万円を増額し、国民健康保険事業会計では1億2,085万5,000円を減額し、後期高齢者医療事業会計で2,143万2,000円を増額し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を136億6,128万円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を560万9,000円増額し、歳出で381万9,000円減額し、歳入予算現額を47億2,884万1,000円に、歳出予算現額を48億8,993万4,000円とするものであります。

水道事業会計では、歳入を1,759万4,000円、歳出で1,491万3,000円減額し、歳入予算現額を5億8,560万4,000円に、歳出予算現額を8億5,034万1,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款市税533万1,000円の増額は、市民税において当初見込みを調定額が上回ったものであります。

13款国庫支出金及び14款県支出金の減額は、事業費の確定によるものであり

ます。

16款寄附金9,889万6,000円の増額は、ふるさと寄附金として3,219名の方から6,859万7,000円、一般財団法人尾鷲みどりの協会から3,030万円の御寄附をいただいたものであります。

20款市債230万円の減額は、事業の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで御説明いたします。

総務費の財産管理費は、基金運用収入及び今回の事業費の確定等による減額により1億8,767万5,000円を財政調整基金に、尾鷲みどりの協会からの寄附金及び基金運用収入3,031万7,000円を尾鷲みどりの基金に、ふるさと納税寄附金及び基金運用収入等の6,979万1,000円をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

次のページ、民生費の児童措置費では、子ども・子育て支援制度に対応する保育所運営費、積算システム改修業務委託料148万5,000円の追加であります。

7ページをごらん願います。

土木費では、砂防費で県単事業急傾斜地崩壊対策事業地元負担金700万円の増額であります。

続きまして、8ページの繰越明許費について御説明いたします。

5款農林水産業費、4項水産業費、水産基盤ストックマネジメント事業及び7款土木費、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、年度内での事業実施が困難であるため、繰り越し事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

尾鷲市斎場指定管理料及び指定ごみ袋保管配送業務委託につきましては、入札による事業費確定に伴う限度額の変更であります。

尾鷲市立中央公民館電気保安管理業務委託につきましては、事業費の増額に伴う限度額の変更であります。

続きまして、9ページの特別会計について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計は、1億2,085万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を29億9,230万7,000円とするものであります。

歳入では、12月までの実績等の精査により、国民健康保険税2,112万7,0

000円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等国庫支出金3,216万1,000円の減額、保険基盤共同安定化事業交付金9,755万5,000円の減額が主なものであります。繰入金の増額は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰り入れであります。

次に、歳出では、一般療養給付費の増による保険給付費2,154万6,000円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金1億4,157万5,000円の減額が主なものであります。

次に、10ページの後期高齢者医療事業特別会計は、2,143万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を6億4,978万4,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料291万7,000円の増額、保険基盤安定繰入金308万円の減額、諸収入の増額は、療養給付費市町負担金前年度精算金であります。

歳出では、額の確定に伴う一般会計繰出金の増による諸支出金2,159万5,000円の増額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

11ページをごらん願います。

病院事業会計の補正予算ですが、収益的収入及び支出における収入では、入院単価の増加や予防接種等の増加により医業収益を501万円増額し、支出では、給与費、施設修繕費の減額により医業費用を1,188万6,000円減額するものであります。また、医業外費用866万8,000円の増額は、修学資金免除分の増額が主なものであります。

資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債等、企業債が120万円の減額となりますが、投資返還金が179万9,000円の増額となります。

支出においては、建設改良費として計上した器械備品購入費が入札に伴い60万1,000円の減額となります。

次のページ、水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が給水収益の減により910万1,000円減額、無収給水に対する他会計負担金が13万7,000円の減額となります。営業外収益は、受取利息の減額であります。

支出では、営業費用が事業完了に伴う額の確定による委託料の減額などにより451万6,000円の減額、営業外費用は、企業債の支払利息の減額、消費税納付額の増額により40万3,000円の増額となります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金等の減額、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により825万8,000円の減額となります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により1,080万円を減額するものであります。

議案書に戻りまして、36ページをごらん願います。

議案第25号、尾鷲市高齢者保健福祉計画についてにつきましては、本市の高齢者の方が健康で生き生きと安心して地域で生活できるよう、高齢者福祉サービスの質を維持、向上させながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向けた計画であり、尾鷲市議会基本条例第9条第4号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画についてにつきましては、本市の障害者、障害児に対する福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画であり、尾鷲市議会基本条例第9条第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてにつきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

施設の名称といたしましては尾鷲市コミュニティバス、指定管理者は三重交通株式会社、指定の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間であります。

次に、議案第28号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてにつきましては、公平委員会委員3名のうち、田中繁勝氏の任期が本年3月31日に任期満了となることから、田中氏の後任に南進氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次のページに経歴等を掲載していますので、御参照願います。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、人権擁護委員7名のうち、川上輝佐子氏の任期が本年3月31日に任期満了となることから、川上氏の後任に川上愛雄氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員の委嘱につきましては、法改正により、平成28年度から1月1日、7月1日の年2回となったことから、川上愛雄氏が委嘱される7月1日までは川上輝佐子氏が引き続き委員を務めることとなります。

川上愛雄氏の経歴等につきましては次のページに掲載しておりますので、御参照願います。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長 第1回の定例会に上程予定の議案27件と諮問1件について、概略の説明をいただきました。

これにつきまして、委員の方々から御意見ございましたら御発言願いたいと思います。

○濱中委員 これ、生活文教常任委員会として受ける付託に、この後で付託表が出るんですけども、病院の条例改正の部分、今まで委員会でこういった議論をしたことがないというのがまず1点あるんですけども、単純に先ほどの説明では、県のほうからの指導や、そのあたりは聞いたんですけども、今、総合病院の経営についてすごく神経を使ってこれから審議していくという中で、こういった、例えば総合病院が持つ受診科の削除なんですよね、今回この条例改正のあれを見ると。経営の中にはイメージというものもすごく大事にしなければならない部分というのがあると思うんですけども、単純に条例改正ですという形でいきなり議案で受けさせていただいてというのがちょっと、それこそイメージが湧かないというか、もうちょっと事前審査という意味ではないにしても、ある程度状況説明がここまでにあるべきものではなかったのかなという感じがして、これを議案としていきなり受けることにちょっと違和感を感じるころがあるんですけども、そのあたり、もう少し詳しい説明をいただくのかどうなのか。病院の事務長もこの場にいらっしゃらないので、詳しい説明をいただくことがこの議運で適当なものであるのかというのは委員長のほうの判断にお任せせんなんと思うんですけど、付託を受ける側としてはちょっとこの議案に違和感を感じるんですけど、いかがでしょうか。

○村田委員長 この問題については、生文の委員長のおっしゃることはよくわかりますけれども。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時53分)

○村田委員長 再開をいたします。

先刻、濱中委員のほうから、11号の尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、病院側からの詳細にわたってといたしますか、もう少し説明いただ

きたいという声がありました。本来、この議会運営委員会で審議をして議案上程すれば、そういう問題があれば、予算決算の委員会等で修正案ということも考えられるわけでありましてけれども、そうじゃなくて、この議会運営委員会の場で説明を聞けるのであれば聞いて、今上程しようとしているこの議案について認めていきたいということで事務局の事務長においでをいただきましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、病院事務長、これについて説明をお願いできますか。

○内山総合病院事務長　議案第11号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、内容につきまして御説明をさせていただきます。

先ほど、総務課長のほうから概要説明があったかと思えます。もう少し詳しく説明をさせていただきます。

本年3月いっぱいまで麻酔科の医師が退職することになります。その退職される医師については麻酔科を標榜しておりまして、麻酔科標榜医の資格がある医師が退職することになります。その関係から麻酔科を条例から廃科とするために、今回、条例案を提出させていただきました。それに加えまして、従来、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、消化器外科というものをこの設置条例でそれぞれ診療科目に加えておりましたけれども、この条例については、本来この医師が将来的に総合病院に就任されたときのことも踏まえた上でこういった条例を制定していたものであったという過去の経緯がどうもあったようですけれども、今回、東海北陸厚生局のほうから、実際、そういった医師が存在していない科については削除すべきであるというような、そういった指摘も受けまして、今回、麻酔科を廃科することに伴いまして、4科についても削除するという内容で条例案を提出させていただきました。

今現在の病院内の医師の実態といたしまして、この条例改正に伴って、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、消化器外科の実態は今後も変わるものではございません。それと、麻酔科の医師の退職に伴いまして、今後、この麻酔科の医師については、今、呼吸器外科も診療を行っているわけですのでございますけれども、呼吸器外科の医師につきましては、4月1日から別の医師を派遣していただく予定でございまして、麻酔についても今現在いる医師、あるいは2名派遣いただいている医師で対応していくということですので、内容につきましては実態と何ら変わりはないというふうに考えております。

以上でございます。

○村田委員長　病院からの説明は以上のとおりでございますけれども、これにつ

いて御質疑はありますか。

御理解いただけましたか。

○濱中委員　もちろん条例の意味は理解できましたが、今の説明でありますと、実態のない専門科についての削除というふうなことになりますと、そうしますと私が特に気になりますのは、腎臓内科あたりが、じゃ、専門医が今まででもいなかったのかと、仮の標榜医だったのかというふうなことになりますと、それこそうちは透析棟も抱えておるわけですし、そういったあたりが患者さんに対してどうなのかなというのもちよっと感じたりしたものですから、そのあたりを、じゃ、ここを手当するような手だてがないのかとか、そういったあたりを委員会のほうで詳しく聞いておきたかったなというような思いがありましたので。実態としては、きちんとそれを標榜する専門家ではなくてもそれをちゃんとできるドクターなんですよということなのか、そういったあたりが、ちょっとイメージにこだわってしまいますけれども、そういったあたりで病院の標榜するものとしてどうなのかなというのはちよっとまだぬぐい切れんものがあるなという気はするんです。条例を上げてきたということの意味は理解はできましたけれども。

○村田委員長　他にございませんか。

○奥田委員　やっぱり、こういう、非常に大事だと思うんです、これ、診療内科の削除とかというのは。ですので、医師がどうなるかとか、やっぱり非常に大事なことですから、先週、本当に、生活文教常任委員会、連続してやっておったじゃないですか、13、14日と。そこで先にやっておいてもらってもよかったんじゃないかと思うんですけど、最近、病院って余り報告しないですよ。12月議会もたしかなかつたし、定例会のとき。9月もなかつたような気がする。9月もなかつたんじゃないかな。余り情報を出さない体質になってきたんじゃないかなという気がするんですけど、そうでもないですか、事務長。やっぱり、これは条例の変更ですから、いきなりぼーんと大事なことを出してこられるというのは、事前に所管の生活文教常任委員会に一言あってもいいんじゃないかなという気はするんですけどね。最近どうなんですか。事務長、何か余り情報開示されませんよね、委員会でもされないし。大事な問題が結構あると思うんですけどね。リニアックとかいろんなことがあるじゃないですか。一時借入金だって残っているし、財政的にも非常に厳しいという状況もあって、医師の確保とかいろんな問題がある中で、なかなか情報開示されませんが、いかがですか、その辺。きょうだってこういう非常にイレギュラーなやり方だと思うんですよ、これ。

○村田委員長　奥田委員、おっしゃることはよくわかるんですが、これは病院問題にかかわらず行政全般のことにかかわりますから、この際、議運の委員長として申し上げておきますけれども、重要案件等につきましては、所管の委員会等に事前に簡略な説明といいますか、数字的なものの説明ということ、最近特に怠っているというか、そういう動きが見られますので、議会運営委員長として執行部に、今後、全課にわたり、こういうことを気をつけていただきたいということを強く申し上げておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○濱中委員　恐らく、今説明を聞いておる中で、私なんかですと、やはりこの病院、特にこういう企業会計なんかは素人ですから、受け取る印象が、多分きちんと専門としてわかっておる行政の方との温度差があるのかなという気がするところがあるんですね。私たちは、これ、重要ではないのかなと思うことと、やはりそれを担当している専門のところでは、いや、これは簡単なことですよというものであったり、それとも、執行部のほうですごく重要であるという感覚で持ってこられても、私たちにはその感覚が受けとめられなかったりというあたりのボタンのかけ違いはあるのかもしれないなという、そういう感想は持ちました。だけど、大方の市民の方が専門的なことがわからずに市の行政サービスを受けるという中で、重要である重要でないの感覚の差というのはきちんと埋める必要があるのかなという、そういう感想も持ちましたので、やはり、これはこういった意味で、今回、私も、生活文教としても開催を、要請の仕方が甘かったのかなという自己反省もあるんですけれども、やはり私たちにしてみたら、すごく、これ、重いイメージがあるんですけどというあたりをきちんとお伝えする上で、その辺の温度差を埋める手順も含めてもう一遍、常任委員会の持ち方、あり方というのは私自身も考えていくのかなという気はしました。

なので、市民感覚というあたりでは、皆さんがほとんどの専門に対しては素人であるということは御認識いただければなと思っておりますけど、市長、いかがですか、そのあたり。

○加藤市長　このたびのこういう案件につきまして、まず生活文教常任委員会のほうにお諮りしなかったということについては、まことに申しわけなく存じております。特に中身の条例の変更であるということにつきましては、必ずまず常任委員会に報告をしながら御意見をお聞き等々をしていかなきゃならない。その辺のところは肝に銘じながら、今後きちんと情報を開示、あるいは、御意見を聞く等々のことはやっていきたいと思っております。

もう一つ、先ほどおっしゃいました市民への開示云々ということについては、おっしゃるように、専門的なことだけを言っても市民の方々はわかりにならないと、それを具体的にどうなのかというようなことも、そういうことも踏まえてやっていきたいと。

ただ、今回のこの関係については、正直言って現存しないものでございますので、これを短絡的にちょうどいいわというような感じで、私も受けとめた感じでございます。たまたま麻酔科の医師が退職したというようなことでこれが廃科になると。当然ほかのところもきちんと診療していないような部分については、ちょうどこの機会に削除しようと、条例の中ではそういうあれがあったというような、私自身も非常に短絡過ぎたというような思いもございますので、今後はきちんと。正直言って、気持ちの上では細大漏らさずいろいろと相談したいと本当に思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○村田委員長　　今、市民の皆さん方という声もありましたけれども、それはもちろんでございますけれども、まず議員がこういった条例の中身について把握していないと、議員というのは市民に説明責任というものもありますので、その辺で濱中委員が言われたんだと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

他にございませんか。

○奥田委員　　1点、数字の確認をさせていただきたいんですが、第14号、当初予算の関係なんですが、先ほど総務課長から説明があった当初予算の主要事項説明書の14ページ、商工費の中の観光費、尾鷲節コンクール補助金なんですけど、これ、250万円で合っているんですか。そこだけちょっと確認させてください。

○加藤市長　　今回の予算としては、昨年度の250万円で提示をしたいと考えております。

○奥田委員　　中身に入っているとあれなので、また質疑させてもらいますけど、じゃ、昨年、当初予算に250万円が上がっていて、9月の議会で30万の補正をして280万円にされましたけれども、30年度も同じように9月にまた30万をプラスするとか、そういうのが出てくるということなんですか。

○加藤市長　　前回も非常に御指摘をいただいたわけでございますけれども、今回は250万円でやり通す覚悟でもっております。

○奥田委員　　この辺もちょっと質疑させてもらいますわ。

だって、市長、伝統文化の振興が大事だと言って250万を280万にされて、繰越金も三十何万あった中でわざわざ30万を足したのに。今度はまた当初の25

0万でやられると、ちょっと意味が私にはわかりませんが、質疑させていただきます。済みません。

○村田委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、ただいま執行部から説明のありました27議案と諮問1件につきましては今定例会に上程をすることで決定したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、発議について。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書2番目の発議について説明させていただきます。

まず、発議第1号、尾鷲市議会基本条例の一部改正について(案)につきましては、同条例第9条に定める議決事件のうち第5号、障がい福祉計画につきましては、30年度より障がい児福祉計画と一体的に策定することとなるため、障がい福祉計画の次に、「・障がい児福祉計画」を加える改正でございます。

また、発議第2号、所有者不明の土地利用を求める意見書について(案)でございますが、提出者が楠裕次議員、賛成者が内山将文議員、上岡雄児議員でございます。

内容につきましては、別紙意見書の案のとおりでございますので、御確認いただきますようお願いいたします。

この発議2件の取り扱いでございますが、発議第1号につきましては、今定例会に、この福祉の計画が議案として上程されますので、定例会初日、議事日程の最初に議長発議として上程し議決いただくという取り扱いで、それと、発議第2号につきましては、定例会最終日に上程し議決いただくという取り扱いでよろしいかどうか御協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長 ただいま発議2件についての取り扱いを事務局より説明がありましたが、説明のとおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 異議ありませんので、発議2件については説明のとおりの手順で進めていきたいと思っております。

次に、議員派遣について。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書3番目の議員派遣について御説明させて

いただきます。

2件ございまして、派遣議員はいずれも小川公明副議長でございます。

一つ目は、本年4月19日に静岡市において開催予定の第279回東海市議会議長会理事会及び第101回東海市議会議長会定期総会でございます。

二つ目は、同年5月23日に伊勢市で開催予定の第156回三重県市議会議長会定期総会ございまして、いずれも議長とともに出席をするものでございます。

この議員派遣につきましては、今定例会最終日に議決をいただく予定とさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長 議員派遣について説明がございました。これについて御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、説明のとおりといたしたいと思ひます。

次に、会期及び議事日程案について説明を求めます。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書4番目の会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は2月27日火曜日から3月22日木曜日までの24日間の予定としております。2月27日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、先ほど説明させていただきました発議第1号、尾鷲市議会基本条例の一部改正についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、審議留保、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第2号、尾鷲市情報公開条例の一部改正についてから議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてまでの26議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第28号、尾鷲市公平委員会委員の選任についての人事案件1件についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件についてでございます。

翌2月28日水曜日から3月2日金曜日までは議案調査のため休会。

3日、4日は土日で休会となります。

5日月曜日午前10時より本会議を開会。審議の内容といたしましては、定例会

初日に提案説明され、審議留保となっております議案第2号から議案第27号までの26議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

8日木曜日は午前10時より総務産業常任委員会、9日金曜日は市内各中学校で卒業式が行われることから休会としております。

10日、11日は土日で休会。

12日月曜日午前10時より生活文教常任委員会、13日火曜日から16日金曜日及び土日の休会を挟みまして19日月曜日まで予算決算常任委員会を開催していただきます。

なお、16日金曜日につきましては、市内各小学校の卒業式のため、午後1時からの開会とさせていただきます。

20日火曜日は予備日、21日水曜日は祝日のため休会。

22日木曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査経過等についての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

それでは、続けて、各発言通告書について説明させていただきます。

まず、事項書5番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによりまして、3月1日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第28号及び諮問第1号につきましては、開会日前日である2月26日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月1日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限ですが、議案第28号及び諮問第1号につきましては2月26日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月20日火曜日の午前11時とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、ただいま議案付託表案を通知させていただきますので、御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程（案）についての説明がございましたが、ただいまの事務局の説明で、皆さん、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、ただいまの説明のとおり、会期及び議事日程については決定をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いと思います。

これで議会運営委員会の審査は終わりましたが、その他の項で。

○南議長　　きょう、この後、全員協議会が開かれるんですけども、全員協議会終了後、議員懇談会も予定しておりますので、何かとお忙しいと思いますけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

それともう一点、尾鷲市民憲章について、この前、亀岡市さんへ行かせていただいたとき、あそこが議会で毎回市民憲章の御唱和をやっておるらしいんです。僕は聞くのを忘れてしまって、後で電話で事務局長を通して聞いたんですけども、今回試行的に、新たな30年度予算の初めての編成ということで、年に1回だけ、議会の始まる初日の3分ほど前に皆さんの協力が得られるのであれば市民憲章の御唱和をしたいと考えておりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。開会前に。

○村田委員長　　議長からの強い思いでございますので、皆さん、よろしく願いをいたしたいと思います。

他に御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。

(午前11時16分 閉会)